

某津博士 活動報告書

県政・調査

うめ つ ひろし

はじめに

当選して、早3年目を迎えるとしています。これまでよりよい県政構築に向け活動できましたのも、後援会並びに地元の皆様のご支援の賜と心から感謝申し上げます。

県議会では、4種類の質問形態があります。その項目は、代表質問・一般質問・予算特別委員会質疑・決算総括質疑と分かれております。昨年の11月の決算分科会での質疑を以て、2年間で全ての質問をさせていただきました。今後とも質問の機会を得て、県政発展のため頑張つて参ります。

この度は、昨年9月定例会での代表質問内容と執行部の答弁を、5項目抜粋して掲載・報告させていただきます。（質問内容は、一部簡略化して掲載させていただいております。）

桙津博士の代表質問要旨

《県内の療養病床数と 特別養護施設待機者について》

このような状況下で、本県にあつた老人福祉に関する策定や高齢者を取り巻く環境整備、また、地域ケア体制の一層の充実などに取り組む必要があると考えますが、健康福祉部長のご所見をお伺いいたします。



高齢者の長期入院が多い療養病床の削減を進める厚生労働省は、回復期リハビリテーション病棟を除いた療養病床を、06年度の医療制度改革などで約35万床から15万床に削減し、医療の必要度が低い高齢者を介護施設や在宅療養に移すことで年間3千億円が削減できるとしていました。しかし、昨年7月に約18万床まで削減する計画を緩和し、約22万床にとどめる方針に変更しました。この方針に則り、本県は06年10月時点の療養病床数1774床から、12年には26%削減の1318床とする計画になつております。

本県における12年の最終目標年度の計画では、39都道府県の平均削減率より約9%少ない状況にあり、削減率だけをみると数値上少ないようと思われますが、65歳以上の人口1万人当たりの病床数で見てみますと、山形県は存続病床が日本一少ない県であり、最も多い鹿児島県と比較すると4.5倍もの開きがあります。

本県の高齢化率は平成20年4月1日現在で26.5%となつております。各市町村が推計した人口推計によ

本県の療養病床の再編成につきましては、地域のケア体制の実情等を十分に踏まえましてその目標値を定めたところでございます。御指摘のように、療養病床は少ないものの、一方で、特別養護老人ホームの定員が高齢者人口比で全国第3位という高い水準にあるなど、全体として施設サービスの水準が整っているというふうに認識しております。加えて、こうした本県の特徴を踏まえながら、介護が必要になつても自分の住みなれた地域での生活が実現できますように、地域密着型サービスなどを初めといいたします在宅での介護サービスの推進に努めているところでございます。

現在、来年度からの次期山形県老人保健福祉計画等の策定に鋭意取り組んでいるところでございますが、議員の御指摘にもございました数になつております特別養護老人ホームへの入所申し込み者がどの

先に制定された認定農業者制度は、自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者が経営のスペシャリストを目指し取り組むという条件を満たせば、金融処置や税制処置などの支援、経営相談など多くのサポートを受けることができます。また、認定農業者になると一般的に田と畑の経営面積が4ヘクタール以上あり、一定要件を満たす場合には品目横断的経営安定対策に加入をすることができ、収入減少影響緩和交付金や生産条件不利補正交付金など様々な助成を受ける制度も確立されました。

このような取り組みにより、認定農業者の数は平成20年度末で23万9千人を超える、農業を守る態勢が整備されてきております。しかし、品目横断的経営安定対策への加入条件である、経営面積取得に向けた各自の取り組みの中で、必ずしも隣接する農地を集約することができず、結果的に点在してしまったのも事実であります。これでは、分散した農地の耕作では農地の移動などで生産性の向上やコストの削減ができず、経営の安定化に向けて制度が設けられた意味がありません。

このような矛盾を解消すべく、農地の集約に向けた施策として、「段階的基盤整備等実証調査事業」が国の助成を得ながら、平成19年度から21年度まで



我が国の方針リーフレット総合食料自給率は平成19年度で40%という数値となつております。自給率100%を超えるのは青森県、岩手県、秋田県、山形県のみの4県であり、東京都はわずか約1%となつております。この自給率の数値は1960年度の79%からすると、約半分に落ち込んでいることになり、先進国の中でも最も低い値となつております。昨年度の食料自給率は過去最低であつた平成18年度の39%の数値から1%向上したものの、国の目標としている45%の自給率までの到達はかなり険しい道のりになると言わざるを得ません。

現在、農業の担い手育成や、認定農業者、集落営農など様々な取り組みが行われ、経営基盤の強化が図られていますが、農業従事者を取り巻く環境は依然厳しいものがあります。

取り組みが進められております。それらの各地区での推進状況を受け、面的なまどまりを重視した、担い手への農地利用集積推進の契機となる基盤整備を推進する目的で、農地集積加速化基盤整備事業として、区画整理、暗渠排水用排水路、農道などの事業内容に国の補助を受け整備することが可能になりました。この整備は営農効果節減効果や作物生産量増への効果があるとともに、将来において耕作放棄地の発生を防止する効果も期待であります。

農地集約は、これから農業を営んでいく上で健全な経営、後継者問題の解決にもつながります。また、生産性の向上により食料供給力確保を図る上で重要な要素であります。

国が進める農地集積加速化基盤整備事業は国の補助率50%、中山間地区等5%となつてているため、県の助成処置がなければ整備が進められません。県当局ではこの事業についてどのように推進していくお考えか、また補助率をどのように考えているのか、農林水産部長のご見解をお伺いいたします。

【農林水産部長 答弁】

担い手への農地集積のお尋ねでございましたけれども、手法としては、圃場整備による農地集積というのがございますが、これは、負担がかさむため換地を行わず、利用権の再配置により担い手の耕作地を集約する方法であり、この方法も検討されております。ただ、この場合、担い手以外の農家から協力を得ることや、そのための圃場条件の整備の負担というものが大きな課題となつております。

今般制度化されました農地集積加速化基盤整備事業では、担い手への農地の面的な集積率に応じて農家に交付金が支払われ、農家負担が軽減されますことから、県としては、この事業を活用して農地の集約とそのための土地基盤整備を一体的に推進してまいりたいと考えております。

この場合、県、市町村、農家の負担割合につきましては、この事業の重要性、それからほかの基盤整備事業の負担割合等を十分勘案して検討してまいりたいと考えております。

ようなサービスを受けながら入所をお待ちになつて
いるのかといふことも調査分析するとともに、
国の定めた参酌標準、それから利用者の保険料
負担への影響なども踏まえながら、今後とも、本県
の実情に即しました介護サービスの提供体制が確保
されるように努めてまいります。

3ヵ年で取り組まれております
私の地元寒河江でも、寒河江川土地改良区が中心となり、平成19年度県内初となるこの事業を活用し、宝地区で協議会の立ち上げが行われました。当初から、農地集約に対しても所有者の理解をいたやすくことは難しいと思われていましたが、今年度も継続して取り組まれ、関係者の熱意による少しづつ理解